

京都大学新大学院（仮称）設置準備室要項の全部を改正する要項
京都大学新大学院（仮称）設置準備室要項（平成23年2月8日総長裁定）の全部を次のように改正する。

京都大学大学院思修館設置準備室要項

第1 京都大学大学院思修館の設置に関する事務を円滑に処理するため、当分の間、京都大学に大学院思修館設置準備室（以下「設置準備室」という。）を置く。

2 設置準備室は、学際融合教育研究推進センターの組織として取り扱うものとする。

第2 設置準備室は、大学院思修館（以下「大学院」という。）の設置に関し、必要な事務を行う。

第3 設置準備室は、次の各号に掲げる室員で組織する。

(1) 教育担当の理事

(2) 総長が指名する理事及び副理事

(3) 総長が指名する部局長

(4) 総長が必要と認める教員 若干名

(5) 総長室担当部長、総務部長、財務部長、施設部長及び学務部長

(6) 総長が必要と認める事務職員

2 前項第4号及び第6号の室員は、総長が委嘱する。

第4 設置準備室に室長、副室長及び幹事を置く。

2 室長は、第3第1項第1号の室員をもって充て、設置準備室の事務を総括する。

3 副室長は、第3第1項第2号の室員のうちから総長が委嘱し、室長を補佐するとともに、必要な連絡調整を行う。

4 幹事は、第3第1項第5号又は第6号の室員のうちから総長が委嘱し、室長の命を受け、設置準備室の事務を処理する。

第5 設置準備室に、大学院の総務並びに大学院の長の候補者の選考及び大学院の教員の人事に関することを審議するため、総務・人事委員会を置く。

2 総務・人事委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 室長及び副室長

(2) 第3第1項第2号の室員

(3) 第3第1項第3号から第6号までの室員のうちから室長が指名する者

第6 総務・人事委員会に委員長を置き、室長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、総務・人事委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第7 設置準備室に、概算要求及び大学院の予算並びに施設及び設備に関することを審議するため、予算・施設委員会を置く。

2 予算・施設委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 室長及び副室長

(2) 第3第1項第2号の室員

(3) 第3第1項第3号から第6号までの室員のうちから室長が指名する者

第8 予算・施設委員会に委員長を置き、室長が指名する委員をもって充てる。

2 第6第2項及び第3項の規定は、予算・施設委員会の場合に準用する。この場合において、「総務・人事委員会」とあるのは「予算・施設委員会」と読み替えるものとする。

第9 設置準備室に、大学院の教育課程及び入学試験に関することを審議するため、教育課程委員会を置く。

2 教育課程委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 室長及び副室長

(2) 第3第1項第2号の室員

(3) 第3第1項第3号から第6号までの室員のうちから室長が指名する者

第10 教育課程委員会に委員長を置き、室長が指名する委員をもって充てる。

2 第6第2項及び第3項の規定は、教育課程委員会の場合に準用する。この場合において、「総務・人事委員会」とあるのは「教育課程委員会」と読み替えるものとする。

第11 この要項に定めるもののほか、設置準備室の運営に関し必要な事項は、各委員会の議を経て室長が定める。

附 則

この要項は、平成23年11月22日から実施し、平成23年11月1日から適用する。